

令和8年度佐賀市男女共同参画推進に関する事業費補助金交付要領

1 趣旨

佐賀市では、市民団体と協働で男女共同参画を推進するため、補助金を交付します。

男女共同参画について市民目線で課題を捉え、課題解決に向けた事業を実施する団体を募集します。

2 対象団体

以下の条件を全て満たす団体、グループが応募することができます。

(1) 佐賀市内に活動の拠点が存在し、かつ佐賀市を中心に活動する民間団体であること
(法人格の有無は問わない)。

(2) 団体・グループ及びその構成員（役員（非常勤を含む。）及びその使用人を含む。）が、以下のいずれにも該当する者でないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの

エ 自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用しているもの

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの

カ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用しているもの

3 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、本要領の趣旨に合致する次の事業とします。

ア シンポジウム、研修会、講演会等の開催

イ 相談支援や居場所づくり

ウ 啓発資材（冊子含む）作成及び頒布

エ 調査、分析

オ その他市長が特に必要と認める事業

4 補助金の交付の対象としないもの

3にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は補助金の交付の対象となりません。

(1) 佐賀市から他の制度による補助金等を受けているもの

(2) 国、地方公共団体その他の機関から補助金等を受けているもの

(3) 主たる効果が佐賀市外で生じるもの

(4) 利益、残余財産等を構成員に分配するもの

(5) 特定の個人又は団体が利益を受ける事業に係るもの（公共の福祉に関わる等、特段の事情により適当と認めるものは除く。）

- (6) 第三者に全てを委託するもの
- (7) 政治、宗教、選挙又は営利を目的とするもの
- (8) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの
- (9) その他市長が不適當であると認めるもの

5 対象経費、補助率及び補助金

- (1) 補助金の対象となる経費、補助率及び補助額の詳細は、次のとおりです。

補助対象経費	補助率	補助額
1 謝礼金等（講師、専門家、出演者等への謝礼、調査・研究等に係る報償費等）	10分の10	1 補助団体につき10万円を限度とする。
2 旅費（交通費、通行料金、宿泊費等）		
3 消耗品費（消耗品、材料、書籍等の購入費等）		
4 印刷製本費（事業に係るチラシ、ポスター等の印刷代、コピー代等）		
5 通信運搬費（切手等の郵送経費、宅配料、振込手数料、各種保険料等）		
6 委託料（団体の会員で実施できない業務の外部委託費用）		
7 使用料・賃借料（会場使用料、車両・機器等の賃借料）		
8 その他市長が特に必要と認める経費		

- (2) 補助団体数 2 団体程度を予定しています。
- (3) 支払方法 補助金の支払方法は、口座振込です。
- (4) 交付方法 補助金の交付方法は、精算払です。ただし、補助事業等の性質上適当と認めた場合は、補助金交付決定額を概算払で支払うことも可能です。

6 応募方法

補助金の交付を希望する団体は、以下の書類をご提出ください。なお、ご提出いただいた書類は、選考結果に関わらず返却しません。

- (1) 補助金等交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画（別紙1）
- (3) 収支予算書（別紙2）
- (4) 団体概要（別紙3）
- (5) その他市長が必要と認める書類

7 受付期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月30日（火）まで。
受付時間は、午前8時30分から午後5時00分までです。

※ 受付期間に応募が無い場合や予算の上限に達しない場合は、市ホームページ等で随時募集し、予算が上限に達し次第、募集を終了します。

8 採択する事業の決定

6により提出された書類及び事業内容の聞き取りを行い、以下の審査基準に基づいて審査を行います。応募多数の場合は、審査結果上位の団体から順番に決定します。

- ・ 事業効果
テーマに沿った内容であるか。実施効果が期待できるか。
- ・ 実現性
具体性があり、実現可能な企画、運営、実施方法であるか。
- ・ 妥当性
所要経費の見積は、内容に見合う妥当なものであるか。
- ・ 団体の運営等について
企画、実施、実績報告を円滑に実施できる体制・経験・能力を備えているか。

9 交付決定通知書

補助金の交付を決定したときは、補助金等交付決定通知書（様式第2号）を交付します。

10 実施状況の報告

必要に応じ、交付決定後も補助金の趣旨及び本要領に沿った事業が実施されているかを確認するため、実施状況の報告を求める場合があります。

11 実施期間

令和9年3月31日まで

12 事業完了後の手続き

事業完了後30日以内、または令和9年3月31日のいずれか早い方に以下の書類をご提出ください。

- (1) 補助事業等実績報告書（様式第5号）
- (2) 事業実施報告書（別紙4）
- (3) 収支決算書（別紙5）
- (4) 事業に係るチラシ、パンフレット及び写真等
- (5) その他市長が必要と認めるもの

13 補助金の交付

12により提出された書類を基に調査を行い、補助金の交付額を確定し、補助金等確定通知書（様式第6号）を交付します。

14 交付の取り消し等

市長は、補助団体が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求める場合があります。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金等の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号）又は佐賀市男女共同参画推進に関する事業費補助金交付要綱の規定に違反したとき。

15 補助事業の変更、中止、廃止

- (1) 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、補助事業等変更申請書（様式第3号）、事業計画書、収支予算書その他必要な書類を添えて提出し、承認を受けなければなりません。ただし軽微な変更については、その限りではありません。
 - ア 補助事業等に要する予算を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業等の内容を変更しようとするとき。
 - ウ 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく報告し、その指示を受けなければなりません。

16 補助金の返還

補助金の交付を受けたものが、交付の取り消し又は補助金等交付変更通知書で通知を受けた場合、補助金等返還命令書（様式第8号）を交付し、全額又は一部の返還を命じる場合があります。

17 その他留意事項等

- (1) 補助金の交付を受けた団体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を常に整理し、補助事業の完了後5年間保管すること。
- (2) 応募に要する経費は、すべて応募団体の負担とします。

18 提出先・問い合わせ先

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

佐賀市 政策推進部 男女共同参画課

中野子、高倉

TEL：0952-40-7014 FAX：0952-29-2095

E-mail: danjo@city.saga.lg.jp

[別紙 1]

男女共同参画推進に関する事業費補助金
事業計画書

団体名	
代表者氏名	

■事業内容

事業名	
内容	
事業の目的	
対象者	
実施予定場所	
実施時期・回数	
到達したい 成果の目標	
事業により 期待される効果	

[別紙 2]

男女共同参画推進に関する事業費補助金
収支予算書

【収入の部】

項目	金額 (円)	積算根拠等 (数量、単価等)
市からの補助金		
自己資金		
合 計		

【支出の部】

項目	金額 (円)	積算根拠等 (数量、単価等)
合 計		

[別紙 4]

男女共同参画推進に関する事業費補助金
事業実施報告書

令和 年 月 日

団体名

代表者名

㊟

1 事業名：

2 目的：

3 参加人数：

4 取り組み経過

日にち	内容

5 所見

6 経費：別紙収支決算書のとおり

[別紙 5]

男女共同参画推進に関する事業費補助金
収支決算書

【収入の部】

項目	金額（円）	積算根拠等（数量、単価等）
市からの補助金		
自己資金		
合 計		

【支出の部】

項目	金額（円）	積算根拠等（数量、単価等）
合 計		